

(3) 県負担・補助率の考え方

県費 10 / 10

森林法の規定に基づき、国の権限にかかる保安林の指定・解除調査等を除き、すべての保安林の管理事務は県が行うこととされている。

(4) 類似事業の有無

有 【類似事業】 保安林整備受託事業費

国の権限に基づく保安林の指定・解除調査等を行う。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	511	現地調査、会議打合せ 他
需用費	1,090	標識、伐採旗、事務用品、ガソリン代、修繕費
役務費	97	切手代
委託料	0	土質及び植栽試験業務
負担金	16	研修・会議参加負担金
合計	1,714	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3期 岐阜県森林づくり基本計画

1 健全で豊かな森林づくりの推進 (2) 森林の適正な保全

(2) 事業主体及びその妥当性

事業主体 県

森林法第40条及び第192条第2号の規定に基づき、県の自治事務とされている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 知事の自治事務となった全ての民有保安林の適正管理や監督処分、指定や解除を実施することにより、保安林の公益的機能の維持増進を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
	(H)	(H) (H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H) (H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

森林の公益的機能の維持増進のため、必要に応じて保安林の指定・解除等を行うため。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 保安林の指定・解除、損失補償評価、標識設置、保安林台帳整備 等

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

R1 保安林の指定 48件、413ha
 保安林の解除 9件、7ha

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い</p>	
(評価) ○	森林の持つ公益的機能の維持・高度発揮のため、保安林の適正管理は必要である。
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価) ○	適正な管理により、保安林の有する公益的機能を発揮できた。
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある</p>	
(評価) ○	保安林の指定・解除、適正管理業務を効率的に行うことにより事務費の経費節減が図れた。

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 違法事案の抑止のため事業者等への指導の充実、保安林制度の普及啓発を図る。また、監督処分、立木伐採許可及び作業許可、損失補償等各種制度の適正な運用を図るため、担当職員に対する指導・研修の充実に努める。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 水源の涵養や災害の防止のために、保安林の適正管理に引き続き取り組んでいく必要がある。</p>
--